

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」

中一部改正

- 8. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

イ. }
ロ. } 略(不変)

ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.981 <u>0.982</u>
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.964 <u>0.967</u>
ホ. 残存期間 20 年超のもの	0.941 <u>0.948</u>

(附則)

この一部改正は、平成 18 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。